

社会保険・公的年金・企業年金 過去問題演習 解答・解説

演習 - 1

正解 3 (公的医療保険)

1. 適切。健康保険の被保険者の3親等以内の親族で、主として被保険者に生計維持されている者は、健康保険の被扶養者となる。直系尊属、配偶者（事実上婚姻関係と同様の人を含む）、子、孫、兄弟姉妹に同一世帯要件は必要ない。甥、姪には同一世帯要件が必要である。
2. 適切。健康保険や国民健康保険の被保険者が75歳に達したときは、それまでの医療保険制度から脱退し、後期高齢者医療保険制度の被保険者となる。なお、65歳から74歳で一定の障害がある者は、申請することにより、後期高齢者医療制度へ加入できる。
3. 不適切。全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の健康保険料率は都道府県ごとに定められているが、介護保険料率は全国一律である。
4. 適切。健康保険の資格喪失日の前日（退職日）までに継続して2ヵ月以上の被保険者期間がある者が、資格喪失日から20日以内に申請することにより、最長で2年間、健康保険の任意継続被保険者となり、これまでの健康保険を継続できる。

演習 - 2

正解 (ア) × (イ) ○ (ウ) ○ (エ) ○

(出産手当金および産前産後休業中の社会保険料)

協会けんぽの被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けなかった場合は、出産の日（実際の出産が予定日後のときは出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の翌日以後56日までの範囲内で、出産手当金が支給される。出産が予定日より遅れた場合、その遅れた期間についても出産手当金が支給される。

産前産後休業期間（産前42日（多胎妊娠の場合は98日）および産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間）については出産手当金の支給対象となり、休業1日当たりの手当金の額は、支給開始日が属する月以前の継続した12ヵ月間の標準報酬月額を平均した額の30分の1の3分の2相当額である。また、産前産後期間の健康保険・厚生年金保険の保険料は、事業主が年金事務所に申し出ることにより被保険者本人および事業主の両方の負担分が免除される。この免除期間は、将来、被保険者の年金額を計算する際は、保険料を納めた期間（保険料納付済期間）として扱われる。

(ア) 不適切。42日ではなく、56日である。

(イ)、(ウ) および (エ) は適切。記述のとおり。

演習 - 3 **正解 2** (傷病手当金の計算)

傷病手当金は、業務外の病気やケガで被保険者が働くことができない状態で給料が受けられないときや減額されたときに支給される健康保険からの給付金である。

①療養中であること、②労務不能であること、③連続した3日の休業を含み、通算して4日以上休業していること、④給料の支払いがないこと（または減額されたこと）のすべてを満たしている場合に支給される。療養中であるとは、入院とは限らず、自宅療養も含む。

療養のため休業した日から連続した3日間の待期間間は支給されず、第4日目から支給される。支給期間は支給開始日から支給日を通算して1年6ヵ月以内である。傷病手当金1日当たりの金額は、原則として、「支給開始日以前の連続した12ヵ月間の各標準報酬月額を平均した額÷30日」で得た額の2/3相当額となる。

[計算]

① 待期完成は3月16日、支給開始日は3月17日である。

② 傷病手当金1日当たりの支給額は

$$(280,000円 \times 5月 + 300,000円 \times 7月) \div 12 \div 30日 = 9,722.22\cdots \rightarrow 9,720円$$

$$9,720円 \times 2/3 = 6,480円$$

(10円未満四捨五入)

③ 支給額

支給対象は、3月17日、18日、20日の3日間である。

$$6,480円 \times 3日 = \underline{19,440円}$$

演習 - 4 **正解 (ア) 3 (イ) 4 (ウ) 8** (退職後の公的医療保険制度)

退職後の公的医療保険については、①退職時の健康保険の任意継続被保険者となる、②国民健康保険の被保険者となる、③家族の健康保険の被扶養者になる、の3つの中から選択する。

継続して2ヵ月以上被保険者であった者が、健康保険の資格喪失後20日以内に手続きをすると、2年間、退職前の健康保険を継続する任意継続被保険者となることができる。

任意継続被保険者の保険料は全額自己負担であるが、負担する保険料は、退職時の標準報酬額と協会けんぽの全被保険者の標準報酬月額の平均額と比べて、低い方の額を基準に算出される。

国民健康保険に加入するときは、健康保険の資格喪失後14日以内に市区町村に届け出る。

会社員である妻の晴美さんの健康保険の被扶養者となることも検討できる。博之さんの年収（雇用保険の基本手当も含む）が130万円未満で、被保険者（妻の晴美さん）の年収の2分の1未満であれば、晴美さんの健康保険の被扶養者になることができる。

よって、(ア) 全額、(イ) 市区町村、(ウ) 130万円

演習 -5

正解 (ア) 3 (イ) 5 (ウ) 9 (公的介護保険制度)

公的介護保険制度は市町村および特別区が保険者として運営し、医療保険加入者である40歳以上のすべての者が加入する制度である。40歳以上65歳未満を第2号被保険者、65歳以上を第1号被保険者として区分する。第1号被保険者の保険料は、保険者が年金から天引きして徴収し、第2号被保険者の保険料は、医療保険と一体化して徴収する。

介護保険の給付は、第1号被保険者については原因を問わず要介護（要支援）状態と認定された者が対象となるが、第2号被保険者については、老化に伴う特定疾病（16種類）を原因として、要介護（要支援）状態と認定された者に限る。

よって、(ア) 市町村および特別区、(イ) 65歳、(ウ) 老化に伴う特定疾病を原因として、要介護（要支援）状態と認定された者、となる。

演習 -6

正解 3 (労災保険)

1. 不適切。労災保険の保険料率は、事業の種類に応じて定められている。2024年度は1000分の2.5～1000分の88の範囲となっている。
2. 不適切。労災保険の休業補償給付は、業務上または通勤途上に被った負傷または疾病により、休業せざるを得ない状況になり、賃金の支給を受けられない場合、休業中の所得を補償するための給付である。給付は休業第4日目から支給される。労災の場合、健康保険の傷病手当金と異なり、休業日は連続していなくてもよい。
3. 適切。業務上の負傷または疾病により労災指定病院で療養の給付を受ける場合は、労働者の一部負担金はない。ただし、通勤災害においては、一部負担金（200円）が必要となる。
4. 不適切。労災保険の障害補償給付においては、病気やケガが治ったあとに障害が残ったとき、障害の程度が1級～7級の場合はその等級に応じて、終身または障害の程度がなくなるまで年金が支給される。障害の程度が8級～14級の場合は一時金が支給される。労働者がいずれかを選択できるわけではない。

演習 -7

正解 2 (雇用保険の育児休業給付・介護休業給付)

1. 適切。育児休業給付金は、雇用保険の一般被保険者や高齢被保険者が、原則として1歳未満（支給対象期間の延長に該当する場合は1歳6ヵ月または2歳未満）の子を養育するために育児休業を取得した場合に、一定の要件を満たした者に支給される。
2. 不適切。育児休業給付金は、休業期間中に賃金が支払われている場合にも支給されるが、各支給対象期間中に支払われた賃金の額が「賃金日額×支給日数」の80%に相当する額以上となるときは支給されない。

3. 適切。介護休業給付金は、雇用保険の一般被保険者や高年齢被保険者が一定の介護状態にある家族を介護するために休業する場合、支給対象となる同じ家族について93日を限度に3回までに限り支給される。
4. 適切。介護休業給付金の対象となる家族は、被保険者の配偶者（事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、父母（養父母を含む）、子（養子を含む）、配偶者の父母（養父母を含む）、祖父母、兄弟姉妹、孫である。

演習 -8

正解 (ア) 2 (イ) 3 (ウ) 7 (雇用保険の基本手当)

失業後の求職者給付は、一般被保険者には基本手当が支給される。支給日数は退職理由や雇用保険の被保険者期間に応じて定められている。退職後は7日間の待期間があり、さらに自己都合退職の場合は原則2ヵ月（3ヵ月の場合もある）の給付制限期間がある。基本手当を受けるには、指定された日にハローワークに出向き、原則として4週間に一度、失業の認定を受けなければならない。

和雄さんには22歳から45歳まで23年間の雇用保険の被保険者期間があるが、自己都合で退職するので、基本手当の所定給付日数は150日である。

和雄さんは、自己都合退職であるが、離職日以前5年間で離職経験がないことから、給付制限期間は2ヵ月となる。

よって、(ア) 4週間、(イ) 150日、(ウ) 2ヵ月、となる。

演習 -9

正解 4 (国民年金)

1. 不適切。日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業者・農業者とその家族、学生、無職の者など、第2号被保険者、第3号被保険者でない者が第1号被保険者である。第1号被保険者に国籍要件はない。
2. 不適切。国民年金の第1号被保険者となる20歳以上の学生は、本人の前年の所得が一定金額以下の場合、申請に基づいて学生の納付特例の適用を受けることができ、保険料納付が猶予される。申請は毎年行う必要がある。
3. 不適切。免除または猶予された国民年金保険料は、後から納める（追納する）ことができる。年金を受給する前であれば、10年前にさかのぼって、全部または一部について、古い順から追納できる。追納された期間分は保険料納付済期間となる。
4. 適切。遺族基礎年金を受給できる遺族は、国民年金の被保険者等が死亡した当時、死亡した者に生計を維持されていた年金法上の子のある配偶者、または年金法上の子である。年金法上の子とは法律上の子のうち、18歳の到達年度の末日までにある子、および1級、2級の障害状態にある20歳未満の子であり、現に婚姻していない子に限られる。

演習 - 10**正解 4 (国民年金保険料)**

1. 適切。国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者は、国民年金の定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やすことができる。付加保険料は月額400円であるが、最大で2年分前納することができる。前納する期間に応じて引きされる。
2. 適切。国民年金の第1号被保険者で、障害基礎年金または障害厚生年金（2級以上）を受給している者は、国民年金保険料については法定免除の対象となる。法定免除の対象者は、本人や世帯の所得にかかわらず、届出により免除となる。
3. 適切。国民年金第1号被保険者が出産をする場合、出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヵ月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3ヵ月前から6ヵ月間）の国民年金保険料が届出により免除される。また、この免除を受けた期間は、保険料納付済期間として記録される。
4. 不適切。納付を免除または猶予された国民年金保険料は、後から納める（追納する）ことができる。免除または猶予された保険料は、年金を受給する前であれば、10年前にさかのぼって、全部または一部について、古い順から追納できる。追納保険料は、保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料の額に経過期間に応じた加算額が上乗せされる。

演習 - 11**正解 3 (老齢給付)**

1. 不適切。65歳から支給される老齢基礎年金および老齢厚生年金は、受給資格期間が原則として10年以上であることが要件である。受給資格期間には、保険料納付済期間の他、保険料免除期間等（学生納付特例期間・納付猶予期間を含む）および合算対象期間が含まれる。
2. 不適切。65歳から受給できる老齢基礎年金および老齢厚生年金は、66歳以降に繰り下げて受給することができるが、老齢厚生年金の繰下げ請求と老齢基礎年金の繰下げ請求は同時に行う必要はない。老齢基礎年金のみを繰下げし、老齢厚生年金を通常どおり受給することもできる。その逆も可能である。また、老齢厚生年金と老齢基礎年金を別々の希望月で繰下げすることもできる。
3. 適切。65歳以上の老齢厚生年金の被保険者に支給される老齢厚生年金は、基本月額と総報酬月額相当額（標準報酬月額+1年間の標準賞与額/12）の合計額が50万円（2024年度価額）を超える場合、年金額の全部または一部が支給停止となる。経過的加算部分については、全額支給される。
4. 不適切。厚生年金保険の加入期間が20年以上あり、生計を維持する65歳未満の配偶者がいる者には、老齢厚生年金に配偶者加給年金額が加算される。ただし、対象となる配偶者が被保険者期間20年以上の老齢厚生年金を受給している間は、配偶者加給年金額は支給停止される。

演習 - 1 2 **正解 4** (老齢年金の受取り方)

老齢基礎年金、老齢厚生年金は、65歳での請求を待たず、60歳以降申し出た時から繰り上げて受給できる。繰上げ受給の請求をした時点に応じて年金額は減額され、最大で24%（1月当たりの減額率0.4%×60月）が減額される。1964年生まれの浩二さんは、60歳で繰上げ請求すると、24%減額される。なお、1962年4月1日以前生まれの者の減額率は、繰上げ1月当たり0.5%である。

受給を繰り上げる場合は、老齢基礎年金と老齢厚生年金を、必ず、同時に請求しなくてはならず、別々に行うことはできない。

年金額を増やしたい場合は、66歳以降75歳（1952年4月1日以前生まれの者は70歳）までの間に、繰下げの申出をすることができる。年金額は1月繰り下げごとに、0.7%増額される。65歳以降の繰下げは、老齢基礎年金・老齢厚生年金について、別々に行うことができる。

よって、(ア) 同時に行わなくてはなりません、(イ) 75、(ウ) 0.7、となる。

演習 - 1 3 **正解 3** (公的年金の併給調整)

1. 適切。公的年金受給の原則は「一人一年金」である。支給事由の異なる複数の年金の受給権が発生した場合、いずれかを選択することになるが、65歳以降においては、支給事由の異なる複数の年金を併給できる例外がある。65歳以降、障害基礎年金と遺族厚生年金は併給できる。
2. 適切。65歳以降に障害基礎年金と老齢厚生年金の受給権を有している場合は、支給事由の異なる複数の年金を併給できる例外に該当し、障害基礎年金と老齢厚生年金は併給できる。
3. 不適切。同一の事由によって障害厚生年金と障害補償年金（労災年金）が支給される場合、労災年金の額が調整率により減額のうち支給され、障害厚生年金は全額支給される。
4. 適切。傷病手当金と障害厚生年金の原因となった「病気やケガ」が同一の場合は、同時期に傷病手当金と障害厚生年金の両方を全額受給できない。障害厚生年金が優先的に支給され、障害厚生年金の額が傷病手当金より少額である場合は、その差額が傷病手当金として支給される。

演習 - 1 4 **正解 (ア) 3 (イ) 5 (ウ) 8** (公的年金の遺族給付)

会社員（厚生年金保険の被保険者）が在職中に死亡した場合、年金法上の子のある配偶者（妻または夫）に、遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給される。年金法上の子とは、18歳到達年度の末日までの子、または20歳未満で障害等級1級または2級に該当する子である。

京介さんが死亡した場合、妻の秋穂さんには18歳年度末までの子、翔太さんがいるため、「子のある妻」となる。秋穂さんの給与収入は年間400万円であるので、年収要件（850万円未満）を満たしている。よって秋穂さんに遺族基礎年金（子の加算1人分）および遺族厚生年金が支給される。

遺族厚生年金の額は、死亡者の被保険者期間に基づく老齢厚生年金の報酬比例部分に相当する額の4分の3である。秋穂さんに支給される遺族厚生年金は短期要件に該当するため、死亡者の厚生年金実加入期間が300月に満たない場合は、被保険者期間を300月として計算される。

遺族基礎年金が支給される間は、遺族厚生年金に中高齢寡婦加算額は加算されない。翔太さんが18歳到達年度の末日になると、遺族基礎年金が失権し、秋穂さん（40歳以上）が65歳に達するまで、遺族厚生年金に中高齢寡婦加算額が加算される。よって、（ア）4分の3 （イ）300月 （ウ）65歳、となる。

演習 - 15

正解 3 （公的年金の遺族給付）

1. 適切。厚生年金保険の被保険者である夫が死亡した場合、要件を満たした妻には遺族厚生年金が支給されるが、夫の死亡当時、子のない30歳未満の妻への支給期間は最長で5年間となっている。死亡当時胎児であった子が出生した場合は、出生したときから子のある妻となり、5年間の制限はない。
2. 適切。寡婦年金は、死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間（保険料免除期間を含む）が10年以上ある夫が亡くなったときに、その夫と10年以上継続して婚姻関係（事実上の婚姻関係を含む）にあり、死亡当時にその夫に生計を維持されていた妻に対して、その妻が60歳到達月の翌月から65歳到達月までの間、支給される。
3. 不適切。遺族基礎年金を受給できる遺族は、被保険者が死亡した当時、死亡した者に生計を維持されていた年金法上の子のある配偶者、または年金法上の子である。年金法上の子とは、現に婚姻していない法律上の子のうち、18歳の到達年度末日（3月31日）までの子、および障害等級の1級または2級の状態にある20歳未満の子をいう。遺族基礎年金は子の養育を目的としており、父母、孫、祖父母は対象外である。
4. 適切。厚生年金保険の被保険者が死亡したときの遺族厚生年金額は、死亡した者の厚生年金被保険者記録に基づいて計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3に相当する額である。被保険者期間中（在職中）の死亡の場合、遺族厚生年金の計算においては「短期要件」に該当し、厚生年金保険の被保険者期間の月数が300月未満の場合は、300月とみなして計算される。

演習 - 16

正解 4 (確定拠出年金)

1. 適切。個人型年金に加入できるのは、国民年金の第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者および任意加入被保険者である。このうち国民年金第2号被保険者や任意加入被保険者であれば、65歳に達するまで加入することができる。ただし、任意加入被保険者は国民年金保険料を納付していることが要件となる。
2. 適切。企業型年金においてマッチング拠出を採用した場合、マッチング拠出利用者の拠出額は、拠出限度額の範囲内、かつ事業主の拠出金額を超えない範囲とされている。
3. 適切。企業型確定拠出年金の加入者が60歳未満で退職し、国民年金第3号被保険者となった場合、年金の移換手続きが必要となる。企業年金の個人別管理資産を国民年金基金連合会へ移換し、個人型年金加入者または個人型年金運用指図者になることができる。
4. 不適切。老齢給付金の受給開始年齢は最初の掛金拠出から運用のみを行う期間も含めた通算の加入年数（通算加入者等期間）による。また、遅くとも、75歳までに受給を開始しなければならない。また、通算加入者等期間を有しない人（60歳以上で初めて確定拠出年金に加入した人）の場合は、加入日から5年を経過した日以後から受給可能となる。